

全般関係

「本郷地区キャンパス内の各門周辺及び部局の所管に属さない共通区域」において、「学内における講演会等の集会及び受付場所の案内のため」の立看板(会場の利用許可等を受けたもの)については、「掲示に関する規程」(平成17年東大規則第296号/以下、規程)により、教育・学生支援部長への「届出」によって掲出することができます。立看板の掲出区域は多数の方の通行等を用意しているため、通行の妨げとなったり、転倒・倒壊等により通行者へ重大な危険をもたらすことのないように、掲出に際しては、**掲出主体の責任において、設置に伴う安全確保・構内環境保全等のための必要十分な措置、その他所要の対応全般**を行っていただくことが前提となります。

届出関係

◎上掲の要件に基づく立看板の掲出に際しては、次の各項に基づき、掲出主体の学生団体等で様式2-2を事前に作成し、

原本1部(提出用)に加え、掲出希望本数と同部数の写しを持参の上、本部学生支援課の担当窓口へ届出ください。

*1 掲出主体・掲出責任者等について

本学学生の団体(学内における催事の主催団体)による掲出は、掲示主体(学生団体名)や掲出責任者(当該の学生団体の責任者)を記入の上、届け出てください。

*2 「立看板の記載事項は、集会の名称、日時、場所及び主催学内団体名等とする」(規程第7条2)との定めにより、届出として受付できる立看板への記載事項は、これらに限ります。

*3 届出として受付できる掲出期間は、催事等当日及びその前2日間以内に限られます。

*4 掲出箇所は、各門の内側に限り、構内全域で計5本以内とします。また、他の門付近等の全学共通区域(※)へ掲出を希望する場合は、スペース等の制約上、通行や近隣部局の活動に影響を及ぼすおそれも大きいことから、これらに支障等のないことを掲出主体において特に確認の上、「備考」欄に詳細を記入してください。

掲出関係

◎要件を満たす届出については、「届出書」の写しに受付印を押して交付(返却)しますので、これを各位で立看板の裏面に貼付(*)し、届出済みであることが分かるようにして掲出してください。

◎掲出期間中を通じて、立看板の管理は掲出主体の責任となりますので、周囲における通行上の支障防止、転倒・倒壊による危険の防止、植栽・美観の保持等に十分留意し、あらかじめ十分量の重石等により固定するとともに、特に強風の兆候等がある場合、届け出た掲出期間内であっても一時撤去する等、必要な措置を行ってください。

なお、この観点から、立看板の形態は、原則、自立型(固定のための紐等による周囲への繫留は可)に限られます。

◎所定の掲出期間終了日までに、掲出主体の責任において撤去してください。なお、掲出期間を過ぎたものや破損したものは、構内環境保全上、掲出主体の承諾を得ることなく処分されることがありますので、ご了承ください。